

介護施設等整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括システムの実現に向け、受入先となる地域密着型サービス等の施設整備を支援するため、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知別紙。以下「管理運営要領」という。）に基づき、市町村及び民間事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象事業)

第2 この補助金の交付対象及び事業内容は、管理運営要領第3に定める介護施設等の整備に関する事業とし、次の表の区分によるものとする。

区分	事業種目	事業内容
介護施設等の整備に関する事業	地域密着型サービス施設等整備事業	管理運営要領別記1-1の2の(1)アに定める「地域密着型サービス等整備助成事業」
	介護施設開設準備経費等事業	管理運営要領別記1-1の2の(2)アに定める「介護施設等の施設開設準備経費支援事業」
	定期借地権設定のための一時金の支援事業	管理運営要領別記1-1の2の(3)に定める「定期借地権設定のための一時金の支援事業」
	特別養護老人ホーム等ユニット改修等事業	管理運営要領別記1-1の2の(4)アに定める「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業」、イに定める「既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業」及び、ウに定める「介護療養型医療施設等転換整備支援事業」
	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	管理運営要領別記1-1の2の(6)アに定める「介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業」、イに定める「介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業」、ウに定める「介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業」
介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）	地域密着型サービス施設等整備事業	管理運営要領別記1-2の2の(1)アに定める「地域密着型サービス等整備助成事業」
	介護施設開設準備経費等事業	管理運営要領別記1-2の2の(2)アに定める「介護施設等の施設開設準備経費支援事業」
	定期借地権設定のための一時金の支援事業	管理運営要領別記1-2の2の(3)に定める「定期借地権設定のための一時金の支援事業」

(補助金の額)

第3 補助金の額は、次の各号により算定するものとする。

(1) 介護施設等の整備に関する事業

ア 地域密着型サービス施設等整備事業 別表第1の施設等種別の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

イ 介護施設開設準備経費等事業 別表第2の施設等種別の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

ウ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 別表第3の施設等種別の欄ごとに、配分基準の欄に定める額により算定した額と対象経費の欄に定める経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

エ 特別養護老人ホーム等ユニット改修等事業 別表第4の区分の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

オ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止支援事業 別表第5の区分の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

(2) 介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）

ア 地域密着型サービス施設等整備事業 別表第6の施設等種別の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

イ 介護施設開設準備経費等事業 別表第7の施設等種別の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

ウ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 別表第8の施設等種別の欄ごとに、配分基準の

欄に定める額により算定した額と対象経費の欄に定める経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金額に影響のない事業費の変更で、かつ総事業費の20パーセント以内の増減とする。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第6 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)のとおりとする。

(事業の遂行の状況に係る報告等)

第7 補助事業者は、補助事業に着手したとき、着手した日から10日以内に工事着手報告書(様式第9号)により、知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後、毎年度12月末日現在における補助事業の遂行の状況を翌年1月10日までに、進捗状況報告書(様式第10号)により知事に報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ事前着手協議書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

(前金払)

第10 知事は、必要があると認められる場合は、補助金の前金払をすることがある。

2 補助事業者は、補助金の前金払を請求をしようとするときは、介護施設等整備事業費補助金前金払請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第13号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に関する間接補助事業者(補助事業者が補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合における当該補助金の交付の対象となる事業又は事務を行う者をいう。)に係る消費税等仕入控除税額が明らかではないため、間接補助事業者に係る消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第13号)により知事に報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に第1項又は第2項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第9、別表第10、別表第11、別表第12、別表第13、別表第14、別表第15及び別表第16のとおりとする。

(補助事業者が交付する補助金の交付の決定に係る条件)

第13 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において当該補助金の交付の決定に際し、管理運営要領第4の(3)の④の条件を付さなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

別表第1（第3（1）ア関係）地域密着型サービス施設等整備事業に係るもの

区分	施設等種別	配分基礎単価	単位	対象経費
定員29名以下の地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	小規模な介護老人保健施設	56,000千円	施設数	
	小規模な介護医療院	56,000千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	2,380千円	整備床数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,480千円	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
	介護予防拠点	8,910千円	施設数	
	地域包括支援センター	1,190千円	施設数	
	生活支援ハウス	35,700千円	施設数	
	緊急ショートステイの整備	1,190千円	整備床数	
施設内保育施設	11,900千円	施設数		
合築等	管理運営要領別記1-1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設する介護施設等	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	整備床数	
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	8,910千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	8,910千円	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	8,910千円	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	8,910千円	施設数	

備考 施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することができる。

別表第2（第3（1）イ関係）介護施設開設準備経費等事業に係るもの

区分	施設等種別	配分基礎単価	単位	対象経費
員開介 3設護 0時施 名（設 以上改 の等 の開 時）設 の広設 域に時 必要増 な床 経時 費及 び定再	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃貸料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役員費、委託料又は工事請負費。
	介護老人保健施設	839千円	定員数	
	介護医療院	839千円	定員数	
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	839千円	定員数	
	養護老人ホーム	839千円	定員数	
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	839千円	定員数	
	訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,200千円	施設数	
着築介 型施護 設に設 必要等 な開 経設 費時 （定増 員床 2時 9及 名び 以下再 の開 設時 の地 域改	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	
	小規模な介護老人保健施設	839千円	定員数	
	小規模な介護医療院	839千円	定員数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	839千円	定員数	
	認知症高齢者グループホーム	839千円	定員数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	839千円	宿泊定員数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円	宿泊定員数	
	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	839千円	定員数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	420千円	定員数	
施設内保育施設	4,200千円	施設数		
費健の介 を施転 含設護 むの療 の換 介設の整 護の養 に備型 医療に医 療療施 院な設 へのの 経費介 の護 転換介 換老 整護人 備療保 に養健 必要施 な老設 な人等 保へ	介護老人保健施設	219千円	定員数（転換前床数）	
	介護医療院	219千円	定員数（転換前床数）	
	ケアハウス	219千円	定員数（転換前床数）	
	有料老人ホーム	219千円	定員数（転換前床数）	
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	219千円	定員数（転換前床数）	
	認知症高齢者グループホーム	219千円	定員数（転換前床数）	
	小規模多機能型居宅介護事業所	219千円	定員数（転換前床数）	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	219千円	定員数（転換前床数）	
	生活支援ハウス	219千円	定員数（転換前床数）	
	サービス付き高齢者向け住宅	219千円	定員数（転換前床数）	

別表第3（第3（1）ウ関係）定期借地権設定のための一時金の支援事業に係るもの

区分	施設等種別	配分基準	補助率	対象経費
本体施設	域定員30名以上の広	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	2分の1 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。）。
		介護老人保健施設		
		介護医療院		
		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
	定員29名以下の地域密着型施設等	養護老人ホーム		
		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		
		小規模な介護老人保健施設		
		小規模な介護医療院		
		小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
		認知症高齢者グループホーム		
		小規模多機能型居宅介護事業所		
		看護小規模多機能型居宅介護事業所		
		小規模な養護老人ホーム		
		施設内保育施設		
合築・併設施設	着定員29名以下の地域密	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
		認知症対応型デイサービスセンター		
		介護予防拠点		
		地域包括支援センター		
		生活支援ハウス		
		緊急ショートステイ		

別表第4 (第3(1)エ関係) 特別養護老人ホーム等ユニット改修等事業に係るもの

区分	配分基礎単価	単位	対象経費
既存施設のユニット化改修 ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により 転換される次の施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム	「個室→ユニット化」改修 1,190千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負額の2.6%に相当する額を限度額とする)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修 2,380千円		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	734千円	整備床数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備(介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。) ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅	創設 2,240千円	転換前床数	
	改築 2,770千円		
	改修 1,115千円		

※ いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表第5（第3（1）才関係）介護施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係るもの

区分	施設等種別	配分基礎単価	単位	対象経費
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	簡易陰圧装置設置経費支援			
	特別養護老人ホーム	4,320千円	知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	介護老人保健施設			
	介護医療院、介護療養型医療施設			
	養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	有料老人ホーム			
	サービス付き高齢者向け住宅			
	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
生活支援ハウス				
ゾーニング環境等整備経費支援	特別養護老人ホーム	①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：1,000千円 ②従来型個室・多床室のゾーニング：6,000千円 ③2方向から出入りできる家族面会室の整備：3,500千円	①箇所 ②箇所 ③施設・事業所	ゾーニング環境等の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	介護老人保健施設			
	介護医療院、介護療養型医療施設			
	養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	有料老人ホーム			
	サービス付き高齢者向け住宅			
	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
	生活支援ハウス			
多床室個室化に要する改修経費支援	特別養護老人ホーム	978千円	定員	個室化改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	有料老人ホーム			
	短期入所生活介護事業所			
	生活支援ハウス			

※ いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表第6（第3（2）ア関係）地域密着型サービス施設等整備事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）に係るもの

区分	施設等種別	配分基礎単価	単位	対象経費
定員29名以下の地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	小規模な介護老人保健施設	56,000千円	施設数	
	小規模な介護医療院	56,000千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	2,380千円	整備床数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,480千円	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
	施設内保育施設	11,900千円	施設数	
合築等 介護施設等の	管理運営要領別記1-2の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設する介護施設等	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	整備床数	
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	8,910千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	8,910千円	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	8,910千円	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	8,910千円	施設数	

備考 施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することができる。

別表第7（第3（2）イ関係）介護施設開設準備経費等事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）に係るもの

区分	施設等種別	配分基礎単価	単位	対象経費
経費再（開 設費等） 定員時 3（の 0改開 名築設 以時） 上 のに増 広必床 域要時 型な及	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃貸料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
	介護老人保健施設	839千円	定員数	
	介護医療院	839千円	定員数	
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	839千円	定員数	
	養護老人ホーム	839千円	定員数	
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	839千円	定員数	
地（介 域改護 密築施 着設等） 型にの 施開 設要 等な 経増 費床 （定時 員及 2び 9再 名開 以設 下時 の	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	
	小規模な介護老人保健施設	839千円	定員数	
	小規模な介護医療院	839千円	定員数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	839千円	定員数	
	認知症高齢者グループホーム	839千円	定員数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	839千円	宿泊定員数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円	宿泊定員数	
	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	839千円	定員数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	420千円	定員数	
施設内保育施設	4,200千円	施設数		

別表第8（第3（2）ウ関係）定期借地権設定のための一時金の支援事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）に係るもの

区分	施設等種別	配分基準	補助率	対象経費			
本体施設	定員30名以上の広域型施設	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。）。		
		介護老人保健施設					
		介護医療院					
		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
		養護老人ホーム					
	定員29名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室					
		小規模な介護老人保健施設					
		小規模な介護医療院					
		小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
		認知症高齢者グループホーム					
		小規模多機能型居宅介護事業所					
		看護小規模多機能型居宅介護事業所					
		小規模な養護老人ホーム					
		施設内保育施設					
		合築・併設施設				定員29名以下の地域密着型施設等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
							認知症対応型デイサービスセンター
							介護予防拠点
							地域包括支援センター
							生活支援ハウス
緊急ショートステイ							

別表第9（第12関係）地域密着型サービス施設等整備事業に係るもの

条 項	提 出 書 類 及 び 添 付 書 類	様 式	提 出 部 数	提 出 期 日
規則第4条の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第1号 第2-1号 第3-1号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃止）申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第4号 第2-1号 第3-1号	1部 1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第5号 第6号 第7-1号 第8-1号	1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から20日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

別表第 10（第 12 関係）介護施設開設準備経費等事業に係るもの

条 項	提 出 書 類 及 び 添 付 書 類	様 式	提 出 部 数	提 出 期 日
規則第 4 条 の規定による 書類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-2 号 第 3-2 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める 日
規則第 6 条 第 1 項第 1 号、第 2 号 及び第 3 号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃止）申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-2 号 第 3-2 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の 変更（中 止、廃止） を行う日の 14 日前まで
規則第 13 条 第 1 項の規 定による書 類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-2 号 第 8-2 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を 完了した日 （規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定 する事業の 中止又は廃 止の承認を 受けた場合 には、当該 承認の通知 を受理した 日）から 20 日以内又は 補助金の交 付の決定を 受けた年度 の 3 月 31 日 のいずれか 早い日

別表第 11（第 12 関係）定期借地権設定のための一時金の支援事業に係るもの

条 項	提 出 書 類 及 び 添 付 書 類	様 式	提 出 部 数	提 出 期 日
規則第 4 条の 規定による書 類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-3 号 第 3-3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める 日
規則第 6 条第 1 項第 1 号、 第 2 号及び第 3 号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃 止）申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-3 号 第 3-3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の 変更（中 止、廃止） を行う日の 14 日前まで
規則第 13 条 第 1 項の規定 による書類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-3 号 第 8-3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を 完了した日 （規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定 する事業の 中止又は廃 止の承認を 受けた場合 には、当該 承認の通知 を受理した 日）から 20 日以内又は 補助金の交 付の決定を 受けた年度 の 3 月 31 日 のいずれか 早い日

別表第 12（第 12 関係）特別養護老人ホーム等ユニット改修等事業に係るもの

条 項	提 出 書 類 及 び 添 付 書 類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第 4 条の 規定による書 類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-4 号 第 3-4 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める 日
規則第 6 条第 1 項第 1 号、 第 2 号及び第 3 号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃 止）申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-4 号 第 3-4 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の 変更（中 止、廃止） を行う日の 14 日前ま で
規則第 13 条第 1 項の規定に よる書類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-4 号 第 8-4 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を 完了した日 （規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定 する事業の 中止又は廃 止の承認を 受けた場合 には、当該 承認の通知 を受理した 日）から 20 日以内 又は補助金 の交付の決 定を受けた 年度の 3 月 31 日のい ずれか早い 日

別表第 13（第 12 関係）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業に係るもの

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第 4 条の 規定による書 類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-5 号 第 3-5 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める 日
規則第 6 条第 1 項第 1 号、 第 2 号及び第 3 号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃 止）申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-5 号 第 3-5 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の 変更（中 止、廃止） を行う日の 14 日前ま で
規則第 13 条第 1 項の規定に よる書類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄 本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-5 号 第 8-5 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を 完了した日 （規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定 する事業の 中止又は廃 止の承認を 受けた場合 には、当該 承認の通知 を受理した 日）から 20 日以内 又は補助金 の交付の決 定を受けた 年度の 3 月 31 日のい ずれか早い 日

別表第 14 (第 12 関係) 地域密着型サービス施設等整備事業 (在宅・施設サービスの整備の加速化分)
に係るもの

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第 4 条 の規定によ る書類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書 (見込書抄 本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-6 号 第 3-6 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める 日
規則第 6 条 第 1 項第 1 号、第 2 号 及び第 3 号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	介護施設等整備事業費補助金変更 (中止、廃 止) 申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書 (見込書抄 本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-6 号 第 3-6 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の 変更 (中 止、廃止) を行う日の 14 日前まで
規則第 13 条 第 1 項の規 定による書 類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書 (見込書抄 本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-6 号 第 8-6 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を 完了した日 (規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定 する事業の 中止又は廃 止の承認を 受けた場合 には、当該 承認の通知 を受理した 日) から 20 日以内又は 補助金の交 付の決定を 受けた年度 の 3 月 31 日 のいずれか 早い日

別表第 15 (第 12 関係) 介護施設開設準備経費等事業 (在宅・施設サービスの整備の加速化分) に係るもの

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書 (見込書抄本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-7 号 第 3-7 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める日
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	介護施設等整備事業費補助金変更 (中止、廃止) 申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書 (見込書抄本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-7 号 第 3-7 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の変更 (中止、廃止) を行う日の 14 日前まで
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書 (見込書抄本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-7 号 第 8-7 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を完了した日 (規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日) から 20 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日

別表第 16 (第 12 関係) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 (在宅・施設サービスの整備の加速化分) に係るもの

条 項	提 出 書 類 及 び 添 付 書 類	様 式	提 出 部 数	提 出 期 日
規則第 4 条の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書 (見込書抄本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-8 号 第 3-8 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める日
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	介護施設等整備事業費補助金変更 (中止、廃止) 申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書 (見込書抄本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-8 号 第 3-8 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の変更 (中止、廃止) を行う日の 14 日前まで
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書 (見込書抄本) 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-8 号 第 8-8 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を完了した日 (規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日) から 20 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日